

Title	刈分小作制度の内在的優等性の理論的解明
Sub Title	Is share cropping really inefficient?
Author	藤田, 康範
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1997
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.89, No.4 (1997. 1) ,p.645(107)- 656(118)
JaLC DOI	10.14991/001.19970101-0107
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970101-0107">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970101-0107</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 刈分小作制度の内在的優等性の理論的解明

藤田 康 範\*

### 1. 序

刈分小作制度に関する理論をめぐっては、古くから、理論の現実説明能力の乏しさが問題視されており、今日においても依然として論争の対象となっている。刈分小作制度とは、収穫の一定割合を地主が取得する小作制度であり、収穫の多寡に関わらず一定量を地主が取得する定額小作制度の対極に位置づけられるものである。A. Smith (1929) や A. Marshall (1961) などの古典派経済学者は、刈分小作制度における小作人の努力水準が定額小作制度における努力水準に比べて低くなるという「刈分小作制度の内在的劣等性」を指摘したが、しかしその一方で、洋の東西を問わず数多くの地域において刈分小作制度の存在が報告されており<sup>(1)</sup>、古典派理論の上で非効率的と結論づけられる刈分小作制度が現実に数多く存在する理由の究明が重要課題となっている。とりわけ、刈分小作制度が定額小作制度よりも効率的であることを論証し、地主の最適化行動から刈分小作制度の選択を説明する理論の構築が希求されている。Johnston (1950) は、地主が小作人の労働を監視・強制することによって、刈分小作制度下で社会的最適生産量が達成されることを主張し、上記の「刈分小作制度の内在的劣等性」命題に修正を加えたが、その後、Bardhan and Srinivasan (1971) などによって、地主が小作人の労働を監視・強制することが事実上不可能であることが示されて、Johnston (1950) の主張が否定され、爾来、地主が刈分小作制度を選択する理由を、地主が小作人の

---

\* この論文は、寺出道雄教授および細田衛士教授の理論経済学演習での討論を通じて出来上がったものである。コメント頂いたすべての参加者に謝意を表す。寺出道雄教授は、テーマ設定などについてコメントを下さるのみならず、注意深い判読もして下さった。細田衛士教授からは理論分析に関するコメントを頂いた。また、大山道広教授から、草稿の段階で頂いたコメントも有益であった。さらに、木村福成助教授から頂いたコメントは本論文を大きく前進させるものであった。記して感謝の意を表したい。なお言うまでもなく、本稿の内容についての責任は全て筆者に帰するものである。

(1) 我国においても刈分小作制度が多く存在していたことは、『本邦小作慣行』や『本邦ニ於ケル刈分小作』などから窺い知ることができる。

労働を監視できないことを前提として理論的に解き明かすことが求められている。

Stiglitz (1974) は、Bardhan and Srinivasan (1971) を遡る1969年に S. Cheung が発表した Cheung (1969) に着眼し、刈分小作制度のリスク分担機能をモデル化することによって新機軸を打ちだした。Cheung (1969), Stiglitz (1974) もともに、刈分小作制度によって小作人のリスク負担が軽減されることを示している。彼らの主張は、Harris and Raviv (1978), Holmström (1979), Shavel (1979) などによって継承され、精緻化されたモデルによって、刈分小作制度の存在理由の説明が試みられている。

それらの一連の諸理論は折衷的非効率仮説と位置づけられ、地主が小作人の労働を監視できないという前提の下に、刈分小作制度の優位性および地主による刈分小作制度の選択を論証する諸理論の中で最も説得力があると評価されてはいるものの、刈分小作制度が定額地代よりも効率的であることを理論的に示すには至っていない。地主が監視によって小作労働の水準を強制できない状況において刈分小作制度下の生産量が定額小作制度に比べて低位になるという古典派以来の命題は今日の経済理論においてもほぼ支配的であり、刈分小作制度が現実に地主によって選択されているという事実に対しては今日においてもなお明確な説明が与えられていないのが現状である。刈分小作制度に関する諸理論の展開を包括している川越・大塚 (1982) や大塚 (1985) においても、刈分小作制度が定額小作制度に比べて効率的であるのか否か、なぜ刈分小作制度が選択されているのかは、経済学の諸問題の中でも長期間にわたって関心を集めかつ未だに論争解決の確固たる糸口が見いだされていないと述べられており、地主が小作人の労働を監視できないことを前提として、地主が刈分小作制度を選択する理由を解き明かすことの重要性が強調されている。

本稿では、次の二点を明示的にモデル化することによって解決を試みる。

まず第一は凶作の可能性の明示的なモデル化である。元来農業と凶作は深いかかわりがあり、凶作の可能性を捨象することは農業に固有の特徴を捨象することに等しいと言えよう。本稿では、Hayami and Otsuka (1993)<sup>(2)</sup> 等を援用して凶作の可能性の明示的なモデル化を図る。

第二は、緊密な血縁・地縁関係のモデル化である。Cheung (1969) は戦前の中国の刈分小作制度が緊密な血縁・地縁の関係に支えられていたことを明らかにし、Takahashi (1969) もまた戦後のフィリピンについて研究して同様の結果を得ている。その他 Higgs (1973) 等も同様に、刈分小作制度が緊密な血縁・地縁の関係に支えられていたことを指摘している。このように、通常の農村経済が緊密な血縁・地縁の関係の上に成立していることが多くの研究によって示されているので、このこともモデル化する必要がある。本稿では、緊密な血縁・地縁関係を、「凶作時における小作料の免除」と同一視してモデルを構築する。このようなモデル化は、緊密な血縁・地縁関係の下では、地主がしばしば無利子の信用を供与するという Bardhan and Rudra (1980), Mangahas et. al

---

(2) この文献の存在を木村福成氏によって教えられた。記して謝意を表したい。

(1976) 等の見解の一次接近的単純化となっている。

本論文では、これらの二つのことから一凶作の可能性および緊密な血縁・地縁関係を陽表的に取り上げ、地主が監視によって小作労働の水準を強制することができないものとしても、刈分小作制度が定額小作制度よりも効率的であり、地主の最適化行動の結果として刈分小作制度が選択されることを理論モデルを用いて証明する。

以下では、まず第2節でモデルを構成し、第3節では、当該地域において刈分小作制度が採用されている場合を分析対象とし、続く第4節では、当該地域において定額小作制度が採用されているものと想定する。第5節では、それまでの分析結果を踏まえて、刈分小作制度が地主の最適化行動によって採用されるのかどうについて検討し、そして第6節で、本論文の結論を要約して展望を述べる。

## 2. 基本モデル

Stiglitz (1974) 等と同様に、地主と小作人から構成される農村経済を分析対象とし、地主が土地を所有し、その土地を小作人が労働によって耕作して穀物を生産しているものと想定する。本稿では、地主、小作人ともに危険中立的であるものとする。当該の土地は凶作の可能性に直面しているものとし、凶作時の収穫量はゼロであると仮定する。また、通常の農村が温情的な関係で成り立っているという多くの研究結果をモデル化し、収穫がゼロの場合には、地主はたとえ定額小作制度を採用していても小作料を徴収できないものとする。また、Bardhan and Srinivasan (1971)、大塚 (1985) などの主張を踏まえて、地主が監視によって小作労働の水準を強制することができないものとして議論を進める。

本稿における小作人は労働時間を保有しており、生産のための労働（狭義の農耕）や地力維持等のための労働を行い、その残りは余暇に充てる。小作人の行動原理は、余暇から得られる効用と小作料支払い後の穀物の残量の総和の最大化である。刈分小作制度が採用されている農村においても、収穫物を小作人が自分で消費することは稀であり、他の製品との交換のために用るのが通常である。生産物に関して、生産物の消費から得られる効用の最大化ではなく上記のような仮定をおくのは、このような事実を念頭においているためである。また、小作人が地力維持等の努力を行うと、生産性が上昇するとともに、凶作の確率が減少するものとする。さらに、結論を明確にするために、本稿では、小作人が余暇に費やす時間を一定として議論を進める<sup>(3)</sup>。以下では、小作人が余暇から得る効用については明示的には取りあげないこととする。

---

(3) 小作人の労働供給の弾力性が小さい場合には、本稿の分析結果は本質的に維持される。

本稿で用いられる記号を整理すると以下のようになる。

$L$ ：当該小作人の労働時間。

$L_c$ ：当該小作人が地力維持のために費やす時間。

$F(L-L_c, L_c)$ ：当該小作人の生産関数。

この生産関数は狭義の農耕に費やす時間と地力維持の双方に依存するものとする。農耕に費やす時間の増加によって生産が増加するものとして  $\frac{\partial F}{\partial(L-L_c)} > 0$  を仮定し、また、小作人が地力維持等の努力を行うと生産性が上昇するという上述の仮定を受けて  $\frac{\partial F}{\partial L_c} > 0$  を仮定する。さらに、 $\frac{\partial^2 F}{\partial(L-L_c)^2} < 0$ ,  $\frac{\partial^2 F}{\partial L_c^2} < 0$  を仮定し、二階の条件が満たされるものとする。

$p(L_c)$ ：地力維持水準が  $L_c$  である場合に、凶作を免れる確率。

小作人が地力維持等の努力を行うと凶作の確率が減少するという仮定を受けて

$p'(L_c) > 0$  を仮定する。また  $p''(L_c) > 0$  を仮定し、二階の条件が満たされるものとする。

$\lambda$ ：刈分小作制度において当該小作人に課される小作料率。

$\alpha$ ：定額小作制度において当該小作人に課される小作料。

$\bar{W}$ ：当該小作人の留保効用水準。  $\bar{W} > 0$  を仮定する。

### 3. 凶作の可能性に直面した地域における刈分小作制度

まず、刈分小作制度が採用されている場合を考える。

小作料率が  $\lambda$  であり、当該小作人が  $L_c$  の量の時間を地力維持に費やしている場合の小作人の期待収益  $E\pi_1^s(L_c, \lambda)$ 、地主の期待収益  $E\pi_2^s(L_c, \lambda)$  はそれぞれ、

$$E\pi_1^s(L_c, \lambda) = (1-\lambda)p(L_c)F(L-L_c, L_c) \quad (1)$$

$$E\pi_2^s(L_c, \lambda) = \lambda p(L_c)F(L-L_c, L_c) \quad (2)$$

と表記される。(2)式右辺は、凶作を免れる確率と生産量との積に小作料率をかけたものである。刈分小作制度においては、収穫ゼロのときには取得する小作料もゼロであるので、この(2)式によって地主の期待収益が表現される。

小作人が地力維持に費やす時間の社会的最適水準  $L_c^s$  は、地主と小作人の期待収益の総和を最大化するものと定義されるので、 $E\pi_1^s(L_c, \lambda) + E\pi_2^s(L_c, \lambda) \equiv E\Pi(L_c, \lambda)$  を  $L_c$  で偏微分してゼロとおくことによって算出される。よって、 $L_c^s$  は、

$$\frac{\partial E\Pi}{\partial L_c} = p'(L_c)F(L-L_c, L_c) + p(L_c) \left( -\frac{\partial F}{\partial(L-L_c)} + \frac{\partial F}{\partial L_c} \right) = 0 \quad (3)$$

を満たす水準に定まる。生産関数  $F(L-L_c, L_c)$  や凶作を免れる確率を表す関数  $p(L_c)$  に関する上

述の仮定より、二階の条件は満たされる。

一方、小作人が  $\lambda$  を所与として自己の目的関数を最大化する結果として得られる地力維持のための時間  $L_c^*$  は  $E\pi_1^s(L_c, \lambda)$  を  $L_c$  で偏微分してゼロとおくことによって求められるので、

$$\frac{\partial E\pi_1^s}{\partial L_c} = (1-\lambda) \left[ p'(L_c)F(L-L_c, L_c) + p(L_c) \left( -\frac{\partial F}{\partial(L-L_c)} + \frac{\partial F}{\partial L_c} \right) \right] = 0 \quad (4)$$

を満たす水準に定まる。生産関数  $F(L-L_c, L_c)$  や凶作を免れる確率を表す関数  $p(L_c)$  に関する上述の仮定より、二階の条件は満たされる。この (4) 式を満たす  $L_c^*(\lambda)$  は常に (3) 式も満足するので、 $\lambda$  の水準に関わらず、

$$L_c^*(\lambda) = L_c^s \quad (5)$$

が成立する。 $L_c^s$  の定義より、小作人が地力維持に  $L_c^s$  の時間を費やしている場合に社会的最適生産量が得られるので、

**命題 1 :**

**凶作の可能性に直面した地域における刈分小作制度の下では、生産量が社会的に最適な水準と一致する。**

という命題が成立し、緊密な血縁・地縁の關係に基づいた地域が凶作の可能性に直面している場合には、A. Smith (1929), A. Marshall (1961) などの伝統的見解とは異なり、刈分小作制度の内在的劣等性が存在しないことが示される。ただし、この命題は緊密な血縁・地縁の關係に基づいた地域が凶作の可能性に直面しているという設定や、小作人、地主ともに危険中立的であるというモデル化に大きく依存していることに留意すべきである。また、小作料率  $\lambda$  が労働と余暇の間のトレードオフに影響するなどして小作人の勤労意欲に影響を与えるとすればこの結論には修正が必要となる。

#### 4. 凶作の可能性に直面した地域における定額小作制度

次に、定額小作制度が採用されている場合を考える。

当該の地主が小作人から取得する定額地代水準を  $\alpha$  と表現すると、小作人が  $L_c$  の量の時間を地力維持に費やしている場合の小作人の期待収益  $E\pi_1^F(L_c, \alpha)$ 、地主の期待収益  $E\pi_2^F(L_c, \alpha)$  がそれぞれ、

$$E\pi_1^F(L_c, \alpha) = p(L_c)F(L-L_c, L_c) - p(L_c)\alpha \quad (6)$$

$$E\pi_2^F(L_c, \alpha) = p(L_c)\alpha \quad (7)$$

と表現される。(7) 式の右辺は凶作を免れる確率と定額地代水準との積である。本稿では、前述

のように当該の農村が緊密な血縁・地縁の関係によって成立していると仮定しており、凶作の場合には、地主が小作人から小作料を取得できないものと考えているので(7)式によって、地主の期待収益が表現される。

定額地代水準  $\alpha$  を所与として小作人が自己の目的関数を最大化する結果として得られる地力維持のための時間  $L_c^{**}(\alpha)$  は定額小作制度下の小作人の期待収益  $E\pi^F(L_c, \alpha)$  を  $L_c$  で偏微分してゼロとおくことによって求められるので、

$$\frac{\partial E\pi^F}{\partial L_c} = p'(L_c)F(L_c, \alpha) + p(L_c) \left( -\frac{\partial F}{\partial(L-L_c)} + \frac{\partial F}{\partial L_c} \right) \quad (8)$$

を満足する水準に決定される。

ここで、この(8)式に、(3)式で定まる  $L_c^s$  (地力維持に費やす時間の社会的最適水準) を代入すると、 $p'(L_c)F(L-L_c, L_c) + p(-\frac{\partial F}{\partial(L-L_c)} + \frac{\partial F}{\partial L_c})$  であるために

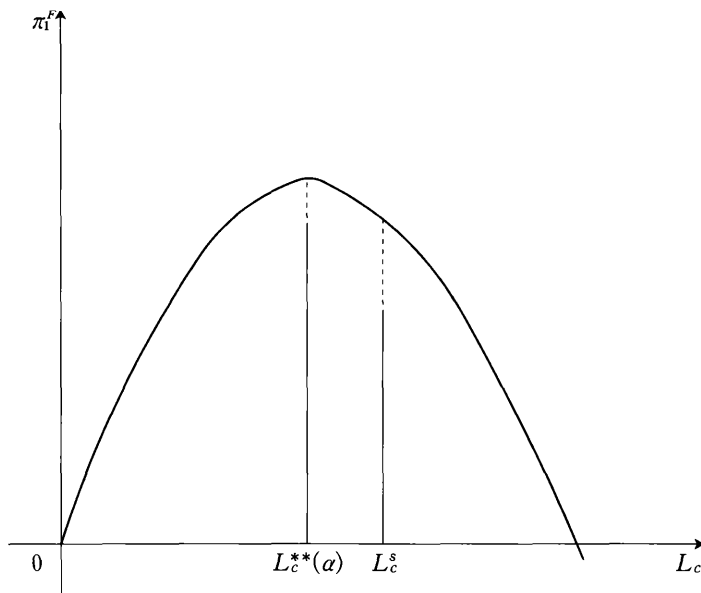
$$\left. \frac{\partial E\pi^F}{\partial L_c} \right|_{L_c=L_c^s} = -p'(L_c^s)\alpha < 0 \quad (9)$$

となる。

$\frac{\partial^2 E\pi^F}{\partial L_c^2} < 0$  であるので  $E\pi^F$  は図1のように上に凸な関数として表現される。また、 $L_c^{**}(\alpha)$  の定義より、 $\left. \frac{\partial E\pi^F}{\partial L_c} \right|_{L_c=L_c^{**}(\alpha)} = 0$  が得られる。これらのことから(9)式とを併せ考えることにより、すべての  $\alpha$  に対して

$$L_c^{**}(\alpha) < L_c^s$$

図1



が成り立ち、定額地代制度の下では小作人の最適化問題の結果として得られる地力維持水準が社会的最適水準に比べて過少となることがわかる。本稿のモデルの設定において定額小作の際に地力維持努力がこのように過少になるのは、地力維持によって期待地代が高まるためである。

前述のように、小作人が地力維持に  $L_c^s$  の時間を費やしている場合にのみ、社会的最適生産量が得られるので、

## 命題 2 :

**凶作の可能性に直面した地域における定額地代制度の下では、生産量が社会的最適水準に比べて過少となる。**

という命題が導かれる。

A. Smith (1929) や A. Marshall (1961) などの古典派以来、定額小作制度が効率的であることに対して疑問が投げられることはなかったが、この命題 2 は、「凶作時にはゼロとなる定額地代」を考えると、定額小作制度が非効率的となることを示している点で意味があると思われる。

## 5. 凶作の可能性のある緊密な血縁・地縁農村における刈分小作制度の内在的優等性

前の二節により、凶作の可能性があり緊密な血縁・地縁関係が存在する農村地域においては、刈分小作制度の方が定額小作制度よりも社会的に望ましいことが示された。そこで最後に、そのような刈分小作制度が地主の期待収益最大化行動によって選択されるのかどうかについて考える。

まず、刈分小作制度を採用した場合に地主が獲得できる期待収益の最大値を導出する。

地主の解くべき問題は、小作人の期待収益を留保水準  $\bar{W}$  に維持しつつ自己の期待収益を最大化することである。地主が小作料率  $\lambda$  を与えると、(4) 式より、小作人にとって最適な地力維持水準が  $L_c^*(\lambda)$  に定まる。(2) 式に代入することにより、このときの地主の期待収益が、

$$p(L_c^*(\lambda)) \lambda F(L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda))$$

と表現されるので、地主にとって最適な  $\lambda$  の水準  $\lambda^*$  は、

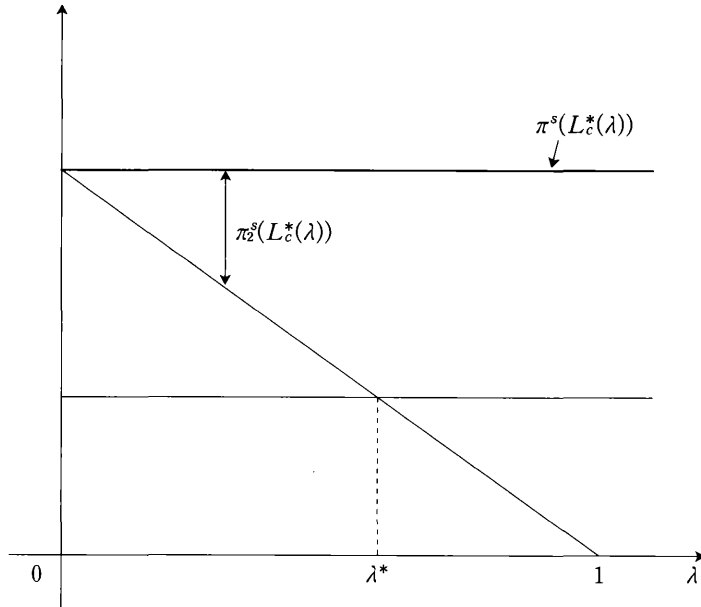
$$\text{Max } p(L_c^*(\lambda)) \lambda F(L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda))$$

$$\text{Sub. to. } p(L_c^*(\lambda))(1-\lambda)F(L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) = \bar{W} \quad (10)$$

を解くことによって求まる。この  $\lambda^*$  は図 2 のように図解される。小作人の留保効用が正であるという仮定  $\bar{W} > 0$  より、 $\lambda^*$  は 1 未満の水準に定まる。また、小作人の留保効用水準が高いほど、この刈分小作率  $\lambda^*$  は 1 を大きく下回ることになる。



図 2



一方、定額小作制度を選択した場合に地主が獲得できる期待収益の最大値は以下のようにして導出される。地主が定額小作料  $\alpha$  を与えると、(8) 式より、小作人にとって最適な地力維持水準が  $L_c^{**}(\alpha)$  に定まり、(6) 式に代入することにより、このときの地主の期待収益が、

$$p(L_c^{**}(\alpha)) \alpha$$

と表現されるので、地主にとって最適な  $\alpha$  の水準  $\alpha^*$  が、

$$\text{Max } p(L_c^{**}(\alpha)) \alpha$$

$$\text{Sub. to. } p(L_c^{**}(\alpha)) F(L - L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha)) - p(L_c^{**}(\alpha)) = \bar{W} \quad (11)$$

を解くことによって導かれる。この  $\alpha^*$  は図 3 のように図解される。

以上の分析結果を用いて、刈分小作制度を採用した場合に地主が獲得できる最大期待収益と定額小作制度を選択した場合に地主が獲得できる最大期待収益とを比較し、刈分小作制度が地主の期待収益最大化行動から選択されることを示す。

地主が刈分小作制度を採用する際の制約条件を表す (10) 式より、

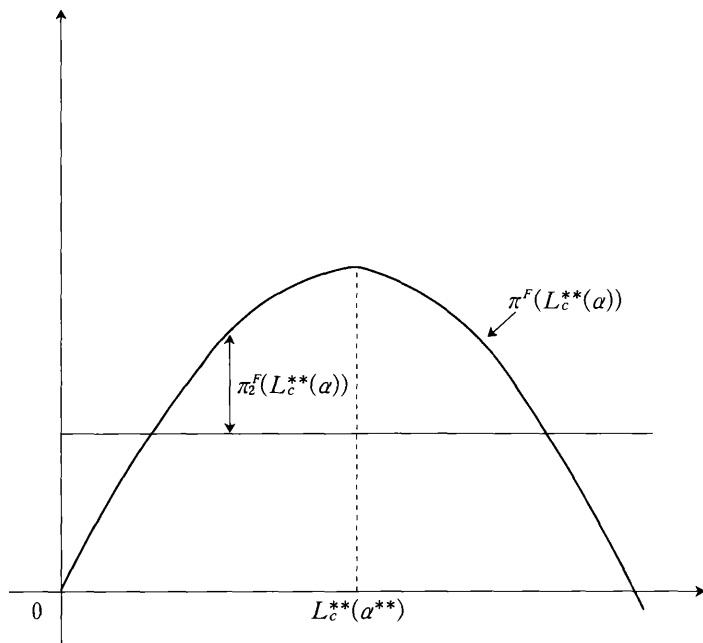
$$p(L_c^*(\lambda)) \lambda F(L - L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) = p(L_c^*(\lambda)) F(L - L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) - \bar{W}$$

が得られ、地主が定額小作制度を採用する際の制約条件 (11) 式より、

$$p(L_c^{**}(\alpha)) \alpha = p(L_c^{**}(\alpha)) F(L - L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha)) - \bar{W}$$

が得られるので、刈分小作制度を採用した場合に地主が獲得できる期待収益の最大値と定額小作制度を選択した場合に地主が獲得できる期待収益の最大値との差を計算すると、

図 3



$$\begin{aligned}
 & p(L_c^*(\lambda))\lambda F(L-L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) - p(L_c^{**}(\alpha))\alpha \\
 &= p(L_c^*(\lambda))F(L-L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) - \bar{W} \\
 & - [p(L_c^{**}(\alpha))F(L-L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha)) - \bar{W}] \\
 &= p(L_c^*(\lambda))F(L-L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) - p(L_c^{**}(\alpha))F(L-L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha))
 \end{aligned}$$

となる。さらに、(5) 式で示される  $L_c^*(\lambda) = L_c^s$  という関係を用いることによって、

$$\begin{aligned}
 & p(L_c^*(\lambda))F(L-L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) - p(L_c^{**}(\alpha))F(L-L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha)) \\
 &= p(L_c^s)F(L-L_c^s, L_c^s) - p(L_c^{**}(\alpha))F(L-L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha))
 \end{aligned}$$

が導かれる。 $L_c^s$  の定義より、

$$p(L_c^s)F(L-L_c^s, L_c^s) \geq (L_c^{**}(\alpha))F(L-L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha)) \quad \forall \alpha$$

となるので、

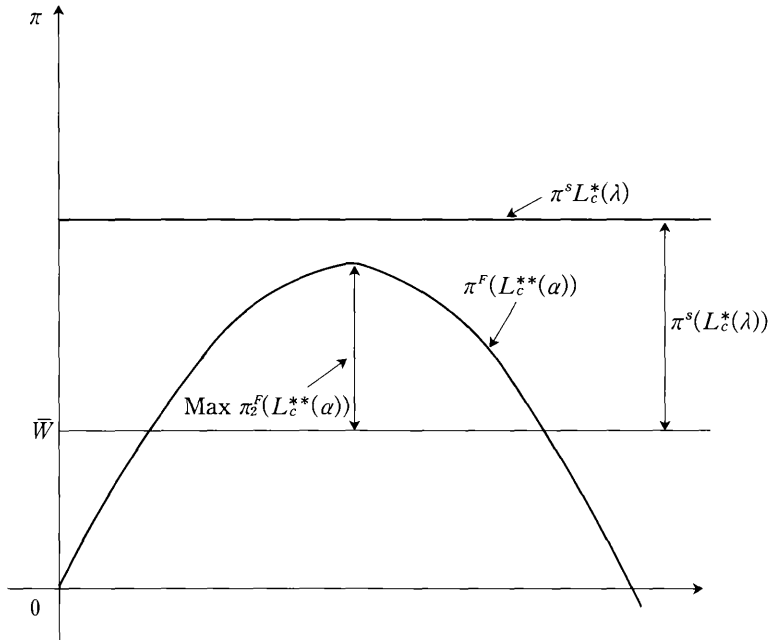
$$p(L_c^*(\lambda))F(L-L_c^*(\lambda), L_c^*(\lambda)) - p(L_c^{**}(\alpha))F(L-L_c^{**}(\alpha), L_c^{**}(\alpha)) > 0 \quad \forall \lambda, \alpha$$

が成立する。従って、

$$p(L_c^*(\lambda^*))\lambda^* F(L-L_c^*(\lambda^*), L_c^*(\lambda^*)) - p(L_c^{**}(\alpha^*))\alpha^* > 0$$

となり、刈分小作制度を採用した場合に地主が獲得できる期待収益の最大値が定額小作制度を選択した場合に地主が獲得できる期待収益の最大値を常に上回ることがわかる。このことは図 4 から明らかである。よって、次の命題が成立する。

図 4



命題 3 :

緊密な血縁・地縁の結びつきに支えられた農村が凶作の可能性に直面している場合には、地主の期待収益最大化行動の結果として刈分小作制度が選択される。

理論上非効率的とされる刈分小作制度がなぜ現実に多く存在するのかは、古典派以来今日に至るまで、重要な問題の一つとして数多くの論争がなされ、しかも未解決のままであるが、この命題 3 は、そのような古典派以来の論争に対して新たな視点を提供するものであると考えられる。

6. 結 び

本稿は、凶作の可能性や緊密な血縁・地縁関係を明示的にモデル化することによって従来の諸研究の問題点を克服することを試みたものである。得られた結果は以下のように要約される。

- (1) 緊密な血縁・地縁の結びつきに支えられた農村が凶作の可能性に直面している場合には、刈分小作制度の下での生産量が社会的最適水準と一致する。
- (2) 緊密な血縁・地縁の結びつきに支えられた農村が凶作の可能性に直面している場合には、定額地代制度の下での生産量が社会的最適水準に比べて過少となる。

(3) 緊密な血縁・地縁の結びつきに支えられた農村が凶作の可能性に直面している場合には、地主の期待収益最大化行動の結果として刈分小作制度が選択される。

(1) の結論は、本稿においては地主、小作人がともに危険中立的であることや、労働時間が固定されていることに依存している。通常の研究においては、労働時間や労働強度は固定されておらず、またそれを地主がモニターすることが不可能であるという状況を考えて、道徳的陥弊の問題が議論されているが、本論文では、そのような設定とは異なっているのである。また、(2) の結論を導出するにあたっては、定額小作と言っても凶作時には小作料がゼロとなるという設定が重要となっている。以上のようなモデル設定において、(3) の結論が導かれているのである。

これらの分析結果により、地主が監視によって小作労働の水準を強制することができないものとしても、刈分小作制度が定額小作制度よりも効率的であり、地主の最適化行動の結果として選択されることが説明された。刈分小作制度が生産要素の過少投入をもたらすか否か、地主が刈分小作制度を選択しているのはなぜかという、古くからの問題に対して、本稿の分析は解決の手がかりの一つを与えうるであろう。

このような分析結果を一般化して断定的な結論を導き出すのは危険であるが、立脚している二つの仮定は現実的妥当性を有するものである。これらの二つのことがらも考慮して理論分析をすることの重要性を指摘し得た点において本論文には新たな貢献があると思われる。

#### 参 考 文 献

- 大塚啓二郎「分益小作制度における理論と実証」『経済研究』1985年 Vol.36 No.1.  
川越俊彦・大塚啓二郎「分益小作制度理論の再検討」『農業総合研究』1982年 Vol.36 No.3.  
農林省農務局編纂『本邦小作慣行』大日本農會 1923年。  
【本邦ニ於ケル刈分小作】農林省農務局 1924年。  
Bardhan, P.K. and Rudra, A., "Terms and Conditions of Sharecropping Contracts: An Analysis of Village Survey Data in India," *Journal of Development Studies*, April 1980, 16 (3), pp.287-302.  
Bardhan, P.K. and Srinivasan, T.J., "Croppsharing Tenancy in Agriculture: A Theoretical and Empirical Analysis," *American Economic Review*, March 1971, 61 (1), pp.48-64.  
Cheung, S., *The Theory of Share Tenancy*, Chicago: University of Chicago Press, 1969  
Harris, M. and Raviv, A., "Some Results on Incentive Contracts with Applications to Education and Employment, Health Insurance, and Law Enforcement," *American Economic Review*, March 1978, 68 (1), pp.20-30.  
Hayami, Y. and Otsuka, K., *The Economics of Contract Choice: An Agrarian Perspective*, Clarendon Press 1993  
Higgs, R., "Race, Tenure, and Resource Allocation in Southern Agriculture, 1910," *Journal of Economic History*, March 1973, 33 (1), pp.149-169  
Holmström, B., "Moral Hazard and Observability," *Bell Journal Economics*, Spring 1979, 10 (1),

- pp.74-91.
- Johnston, D., "Resource Allocation under Share Contracts," *Journal of political Economics*, April 1950, 58 (2), pp. 111-123
- Mangahas, M, Miralao, V.A. and Romana P., 'Tenants, Lessees, Owners: Welfare Implications of Tenure Change, Quezon City, Phillipns'Ateneo de Manila University Press, 1976
- Marshall, A., Principles of Economics, Macmillan, 1961.
- Shavell, S., "Risk Sharing and Incentive in the Principal and Agent Relationship" *Bell Journal Economics*, Spring 1979, 10 (1), pp.55-73.
- Smith, A., An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776. Cambridge Univ. Press, 1929.
- Stiglitz, J.E., "Incentives and Risk Sharing in Sharecropping," *Review of Economic Studies*, April 1974, 41 (126), pp.219-256
- Takahashi, A., Land and Peasants in Central Luzon: Socio-Economic Structure of a Bulacan Village, Tokyo: *The Institute of Developing Economies*, 1969.

(経済学部研究助手)